

長南町訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和4年4月~)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費(独自) (I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1,176 1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス I 日割				39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型サービス費(独自) (II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,349 1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス II 日割				77 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型サービス費(独自) (III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727 1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス III 日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123 1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス IV	ニ 訪問型サービス費(独自) (IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		268 1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス V	ホ 訪問型サービス費(独自) (V)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		272
A2 2621	訪問型独自サービス VI	ヘ 訪問型サービス費(独自) (VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		287
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)		167
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上のサービスを行う場合 特別地域加算	所定単位数の 10% 減額		1月につき
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算	